

第 7 期 中 間 決 算 公 告

平成 19 年 12 月 27 日

東京都港区赤坂二丁目 9 番 11 号
ソニー銀行株式会社
代表取締役 石井 茂

中間貸借対照表（平成 19 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	10,916	預金	888,442
コールローン	271,637	コールマネー	24,000
有価証券	348,383	外国為替	10
貸出金	319,128	その他負債	15,078
外国為替	2,565	賞与引当金	122
その他資産	10,925	退職給付引当金	131
有形固定資産	437	役員退職慰労引当金	46
無形固定資産	1,191	負債の部 合計	927,832
繰延税金資産	1,120	（純資産の部）	
貸倒引当金	△188	資本金	25,000
		資本剰余金	15,000
		資本準備金	15,000
		利益剰余金	3,849
		その他利益剰余金	3,849
		繰越利益剰余金	3,849
		株主資本 合計	43,849
		その他有価証券評価差額金	△5,155
		繰延ヘッジ損益	△409
		評価・換算差額等 合計	△5,564
		純資産の部 合計	38,284
資産の部 合計	966,117	負債及び純資産の部 合計	966,117

（中間貸借対照表 注記）

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、売買目的有価証券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 有形固定資産の減価償却は、定率法(当社の建物は、建物附属設備のみであります。)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～18年
動産	2年～20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による経常利益及び税引前中間純利益への影響は軽微であります。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
8. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。
10. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職金支払に備えるため、当中間期末における要支給額を計上しております。
11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. 金融資産から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
14. 関係会社の株式総額 3,000百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額 1,265百万円
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は22百万円、延滞債権額は60百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項

第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

17. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は282百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
18. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は365百万円であります。なお、16. から18. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
19. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 24,731百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー 24,000百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券53,351百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,661百万円、保証金は283百万円であります。

20. 1株当たりの純資産額76,569円84銭
21. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	9,999	10,078	79
社債	2,047	2,046	△0
合計	12,046	12,124	78

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
債券	197,566	191,969	△5,596
国債	139,107	133,713	△5,394
短期社債	2,997	2,997	0
社債	55,461	55,258	△202
その他	140,049	139,366	△682
外国債券	135,003	134,472	△531
その他	5,045	4,894	△151
合計	337,615	331,336	△6,278

なお、上記の評価差額から、時価ヘッジに係る差額△1,114百万円、組込みデリバティブの区分処理に伴う振替額△8百万円を差し引いた額△5,155百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

22. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	3,000
その他有価証券 証券投資信託	2,000

23. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、10,115百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが10,115百万円あります。

24. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	2,624百万円
その他有価証券評価差額金	2,098
繰延ヘッジ損失	198
その他	328
繰延税金資産小計	5,249
評価性引当額	△4,074
繰延税金資産合計	1,175
繰延税金負債	
繰延ヘッジ利益	54
繰延税金負債合計	54
繰延税金資産（負債）の純額	1,120百万円

25. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は10.94%であります。

中間損益計算書

平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	11,581
資金運用収益	7,444
(うち貸出金利息)	(3,184)
(うち有価証券利息配当金)	(3,244)
役務取引等収益	973
その他業務収益	3,157
その他経常収益	6
経常費用	10,002
資金調達費用	4,954
(うち預金利息)	(4,639)
役務取引等費用	666
その他業務費用	479
営業経費	3,875
その他経常費用	26
経常利益	1,579
税引前中間純利益	1,579
法人税、住民税及び事業税	1
法人税等調整額	△468
中間純利益	2,045

(中間損益計算書 注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額4,090円40銭

第 7 期 中 間 決 算 公 告

平成 19 年 12 月 27 日

東京都港区赤坂二丁目 9 番 11 号
ソニー銀行株式会社
代表取締役 石井 茂

中間連結貸借対照表（平成 19 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	13,630	預金	888,442
コールローン及び買入手形	271,637	コールマネー及び売渡手形	24,000
有価証券	345,383	外国為替	10
貸出金	319,128	その他負債	15,088
外国為替	2,565	賞与引当金	123
その他資産	10,941	退職給付引当金	131
有形固定資産	472	役員退職慰労引当金	46
無形固定資産	1,341	負債の部 合計	927,843
繰延税金資産	1,120	（純資産の部）	
貸倒引当金	△188	資本金	25,000
		資本剰余金	15,000
		利益剰余金	3,754
		株主資本 合計	43,754
		その他有価証券評価差額金	△5,155
		繰延ヘッジ損益	△409
		評価・換算差額等 合計	△5,564
		純資産の部 合計	38,189
資産の部 合計	966,032	負債及び純資産の部 合計	966,032

（中間連結財務諸表の作成方針）

1. 連結の範囲に関する事項
 - 連結される子会社 1 社 ソニーバンク証券株式会社
 - 非連結の子会社 該当する事項はありません。
2. 持分法の適用に関する事項
 - 該当する事項はありません。
3. 連結される子会社の中間決算日等に関する事項
 - 連結される子会社の中間決算日は次のとおりであります。
 - 9 月末日 1 社

(中間連結貸借対照表 注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、売買目的有価証券については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産の減価償却は、定率法(当社及び連結される子会社の建物は、建物附属設備のみであります。)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～18年
動産	2年～20年
5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 連結される子会社の創立費及び開業費については、支出時に全額を費用として処理しております。
7. 外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てることとしております。
9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
11. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職金支払に備えるため、当中間連結会計期間末における要支給額を計上しております。
12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 当社の金融資産から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費

税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

15. 有形固定資産の減価償却累計額 1,271 百万円
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は 22 百万円、延滞債権額は 60 百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。また延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は 282 百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
18. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 365 百万円であります。なお、16. から 18. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
19. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 24,731 百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー 24,000 百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券 53,351 百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 2,661 百万円、保証金は 318 百万円であります。

20. 1 株当たりの純資産額 76,378 円 53 銭
21. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	9,999	10,078	79
社債	2,047	2,046	△0
合計	12,046	12,124	78

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
債券	197,566	191,969	△5,596
国債	139,107	133,713	△5,394
短期社債	2,997	2,997	0
社債	55,461	55,258	△202
その他	140,049	139,366	△682
外国債券	135,003	134,472	△531
その他	5,045	4,894	△151
合計	337,615	331,336	△6,278

なお、上記の評価差額から、時価ヘッジに係る差額△1,114 百万円、組込みデリバティブの区分処理に伴う振替額△8 百万円を差し引いた額△5,155 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

22. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 証券投資信託	2,000

23. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、10,115百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが10,115百万円あります。
24. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は10.99%であります。

中間連結損益計算書

平成 19 年 4 月 1 日から
平成 19 年 9 月 30 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	11,584
資金運用収益	7,447
(うち貸出金利息)	(3,184)
(うち有価証券利息配当金)	(3,244)
役務取引等収益	973
その他業務収益	3,157
その他経常収益	6
経常費用	10,100
資金調達費用	4,954
(うち預金利息)	(4,639)
役務取引等費用	666
その他業務費用	479
営業経費	3,930
その他経常費用	70
経常利益	1,483
税金等調整前中間純利益	1,483
法人税、住民税及び事業税	2
法人税等調整額	△468
中間純利益	1,949

(中間連結損益計算書 注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 3,899円 09銭